

対 象			申請先（関係部局）	備 考
西	自動車専用道路 （環境施設帯）	長橋3丁目、北津守1～4丁目、 南開2丁目、津守1丁目、 梅南3丁目 における大阪堺線 より20mの範囲内 〔 詳細位置は都市計画図 で確認すること 〕	阪神高速道路株式会社計画部道路環境室 〔 大阪市北区中之島3-2-4 〕 06-6232-6244	副申（協議）・測量明示
			計画調整局計画部都市計画課 〔 本庁舎7階 06-6208-7882 〕	下見 〔 都市計画法第53条許可 〕
	寝屋川南部地下放水路の 都市計画決定区域内		大阪府寝屋川水系改修工営所 建設課企画防災グループ 〔 大阪市城東区東中浜4-6-35 〕 06-6962-7664（内線32・34・35）	下見（都市計画決定区域内） 協議案内（都市計画決定区域隣接地）
成			計画調整局計画部都市計画課 〔 本庁舎7階 06-6208-7882 〕	下見・事前協議 〔 都市計画法第53条許可 〕
	臨 港 地 区 内	木津川周辺（境界より9m以内）	大阪港湾局営業推進室開発調整課 〔 大阪市住之江区南港北2-1-10 〕 ATCビルITM棟10階 06-6615-7740	下見・事前計画書等の提出 〔 大阪港臨港地区の分区における構築物の 規制に関する条例等に基づく事前協議 〕 〔 広告塔、広告板を除く 〕
	地下鉄軌道敷内 〔 萩之茶屋2・3丁目、太子2丁目、 天下茶屋1・3丁目、天下茶屋北1・2丁目、 岸里1・2丁目、岸里東1丁目 〕		株式会社大阪メトロサービス エンジニアリング事業本部技術部工事・調整課 〔 大阪市北区豊崎6-5-8 〕 06-6136-3883 kinsetsu@osakametro-service.jp	下見 〔 木造建築物は除く ただし、地下鉄軌道敷内は要下見 〕
	地下鉄沿線 〔 境界より30m以内 〕			
	建築基準法第42条第2項又は同法附則 第5項に基づく道路に接する敷地 〔 岸里1丁目、聖天下1・2丁目、 天下茶屋1～3丁目、天下茶屋東1・2丁目、 花園南1・2丁目 〕		都市整備局市街地整備部住環境整備課 密集市街地整備グループ 〔 本庁舎7階 06-6208-9235 〕	下見・事前協議 〔 詳細については都市整備局 ホームページを参照 http://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000006179.html 〕
	ドムール北畠住宅地区 建築協定区域内 〔 天神の森2丁目 〕		計画調整局建築指導部建築企画課 〔 本庁舎3階 06-6208-9300 〕	下見（建築協定）
	木津川沿い 〔 河川区域及び河川区域から9m以内 〕 〔 詳しい内容については大阪府の ホームページをご参照ください https://www.pref.osaka.lg.jp/nishiosaka/apply/index.html 〕		大阪府西大阪治水事務所 維持管理課河川管理グループ 〔 大阪市西区江之子島2-1-64 〕 06-6541-7773（内線213・214）	協議案内・許可 〔 河川法第24条・第26条・第55条 〕 〔 境界明示書 〕
区	鶴見橋三丁目地区 土地区画整理事業区域内		都市整備局市街地整備部連携事業課 〔 本庁舎7階 06-6208-9403 〕	協議案内 〔 土地区画整理法第76条2項意見書 〕 〔 境界明示書 〕 隣接地（区域外境界明示書）
			計画調整局開発調整部開発誘導課 〔 本庁舎7階 06-6208-9285, 9287 〕	協議案内 〔 土地区画整理法第76条1項許可 〕